

令和元年5月29日提出

# 令和元年6月市議会定例会議案

白 河 市



議案第 84 号

## 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専決第 2 号 平成 30 年度白河市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和元年 5 月 29 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

## 白河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

白河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年白河市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表投票所の投票管理者の項中「12,600円」を「12,800円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100円」を「11,300円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500円」を「9,600円」に改め、同表開票管理者の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表開票立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改め、同表選挙長の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表選挙立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により開閉時刻を変更した投票所若しくは同法第48条の2第6項の規定により読み替えて適用される同法第40条第1項ただし書の規定により開閉時刻を変更した期日前投票所で従事した場合又は投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人が同一日で交代した場合の報酬の額は、この表に規定する報酬の額に従事した時間数を投票所にあつては13で、期日前投票所にあつては11.5で除して得た数を乗じ、100円未満の端数を切り捨てた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

令和元年5月29日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市税条例等の一部を改正する条例

(白河市税条例の一部改正)

第1条 白河市税条例(平成17年白河市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第22条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改め、同条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」改める。

附則第23条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 白河市税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第8項」を「同条第9項」

に、「第9項」を「第10項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の



3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ） b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 白河市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(白河市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 白河市税条例等の一部を改正する条例（平成28年白河市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、白河市税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した

月の属する年度以後の年度分」に改める。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

第5条 白河市税条例等の一部を改正する条例（平成30年白河市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、白河市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「3項を」を「8項を」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 令和元年10月1日

(2) 第2条中白河市税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日

(3) 第3条中白河市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 令和3年1月1日

(4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定 令和3年4月1日

2 この条例による改正後の白河市税条例第34条の7並びに附則第7条の4、第9条及び第9条の2並びに次条第2項から第4項までの規定は、令和元年6月1日から適用する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の白河市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は白河市税条例等の一部を改正する条例（令和元年白河市条例第 号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の白河市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和元年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第1項第2号に掲げる規定による改正後の白河市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき白河市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所

得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第1項第3号に掲げる規定による改正後の白河市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1項第1号に掲げる規定による改正後の白河市税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第1項第4号に掲げる規定による改正後の白河市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和元年5月29日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例（平成 23 年白河市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（令和元年度における国民健康保険税の減免の特例）

24 第 6 条第 5 号又は第 6 号に規定する世帯で、次に掲げるものに係る国民健康保険税に対する第 7 条の規定の適用については、同条中「、平成 23 年度及び平成 24 年度」とあるのは、「及び平成 23 年度から令和元年度まで」とする。

- (1) 帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）に住所を有していた世帯
- (2) 平成 29 年 4 月 1 日までに指示が解除された緊急時避難準備区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）又は指定が解除された特定避難勧奨地点に住所を有していた世帯（当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る平成 30 年の国民健康保険法施行令第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額の合計額が 600 万円を超えるものを除く。）

（令和元年度における介護保険料の減免の特例）

25 第 8 条第 4 号又は第 5 号に規定する避難又は退避を行った者で、次に掲げるものに係る介護保険料に対する第 9 条の規定の適用については、同条中「、平成 23 年度及び平成 24 年度」とあるのは、「及び平成 23 年度から令和元年度まで」とする。

- (1) 帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）に住所を有していた者
- (2) 平成 29 年 4 月 1 日までに指示が解除された緊急時避難準備区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）又は指定が解除された特定避難勧奨地点に住所を有していた者（合計所得金額（平成 30 年中の法第 29 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第 31 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 35 条第 5 項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第 31 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場

株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合は、当該金額を含む。)をいう。)が633万円以上のものを除く。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年5月29日提出

白河市長 鈴木和夫



## 白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白河市国民健康保険税条例（平成 23 年白河市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「58 万円」を「61 万円」に改める。

第 23 条中「58 万円」を「61 万円」に改め、同条第 2 号中「27 万 5,000 円」を「28 万円」に改め、同条第 3 号中「50 万円」を「51 万円」に改める。

第 28 条第 1 項第 3 号中「(資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。)」を削る。

附則第 17 項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の白河市国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和元年 5 月 29 日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 89 号

小峰城跡（水懸口北面）石垣修復整備工事請負契約について

市は、次のとおり小峰城跡（水懸口北面）石垣修復整備工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小峰城跡（水懸口北面）石垣修復整備工事
- 2 工 期 議会の議決を得た日の翌日から令和 2 年 3 月 31 日まで
- 3 契約金額 291,500,000 円
- 4 契約の方法 制限付一般競争入札
- 5 契約の相手方 白河市東大沼 176 番地 1  
株式会社 鈴木建設  
代表取締役 鈴木 清 次

令和元年 5 月 29 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第90号

小峰城跡（築出櫓）第2期ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更について

平成30年6月22日市議会の議決を受けた議案第90号小峰城跡（築出櫓）第2期ほか石垣復旧工事請負契約についての一部を次のように変更する。

契約金額中「179,280,000円」を「184,642,200円」に変更する。

令和元年5月29日提出

白河市長 鈴木和夫



報告第5号

## 法人の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、市が出資している法人の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和元年5月29日提出

白河市長 鈴木和夫

- 1 白河地方土地開発公社
- 2 公益財団法人白河観光物産協会
- 3 株式会社ひがし振興公社
- 4 一般社団法人産業サポート白河

平成 3 0 年度白河市継続費繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度白河市一般会計予算の継続費のうちから、次のとおり令和元年度へ繰次繰り越したので、報告する。

平成 3 0 年度白河市継続費繰越し計算書

一般会計

款	項	事業名	継続費の 総 額	平成30年度継続費予算現額			支出済額 及 び 支出見込額	残額	翌年度繰次 繰越額	繰越金	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度繰次 繰越額	計					特定財源		
											国 県 支出金	地方債	その他
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
15 総務 費	10 総務 管理費	庁舎耐震 補強事業	2,554,533,000	1,254,151,000		1,254,151,000	1,145,880,000	108,271,000	108,271,000	4,471,000		103,800,000	
55 教育 費	20 小学 校費	釜子小学 校建設事 業屋内運 動場等工 事	501,356,000	250,678,000	27,438,000	278,116,000	28,387,000	249,729,000	249,729,000	98,761,000	国 15,068,000	135,900,000	

令和元年 5 月 2 9 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

平成30年度白河市繰越明許費繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定により、平成30年度白河市一般会計予算及び平成30年度白河市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を次のとおり令和元年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年度白河市繰越明許費繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
15 総務費	10 総務管理費	庁舎耐震補強事業	10,805,000	4,544,000					4,544,000
		集会所整備事業	42,370,000	42,061,000			35,200,000		6,861,000
20 民生費	10 社会福祉費	プレミアム付商品券事業	4,253,000	4,253,000		国 4,253,000			
	20 児童福祉費	待機児童対策事業	100,743,000	100,743,000		国 50,339,000			50,404,000
35 農林水産業費	10 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	9,405,000	9,405,000		県 7,694,000			1,711,000
		畜産クラスター事業	1,211,000	1,211,000					1,211,000
		農業用施設維持管理事業	8,625,000	8,625,000					8,625,000

		林地台帳整備事業	9,677,000	9,677,000					9,677,000
	20 林業費	ふくしま森林再生事業	83,890,000	83,889,000		県	72,745,000		11,144,000
		林業専用道路整備事業	16,420,000	16,410,000		県	8,040,000		8,370,000
40 商工費	10 商工費	工業団地管理費	11,513,000	11,502,000					11,502,000
45 土木費	20 道路橋りょう費	道路維持管理事業	39,604,000	15,637,000					15,637,000
		道路改良事業（交付金）	305,246,000	261,072,000		国	139,050,000	113,100,000	8,922,000
		単独公共道路改良事業	410,000	82,000					82,000
	40 都市計画費	街路事業（交付金）	44,448,000	41,140,000		国	15,939,000	23,900,000	1,301,000
	50 住宅費	公営住宅ストック総合改善事業	72,761,000	72,761,000		国	29,211,000	29,600,000	13,950,000
50 消防費	10 消防費	消防施設整備事業	37,403,000	37,290,000				33,800,000	3,490,000
55 教育費	20 小学校費	小学校冷房設備設置事業	228,930,000	228,930,000		国	57,982,000	145,200,000	25,748,000
	30 中学校費	中学校冷房設備設置事業	70,920,000	70,920,000		国	19,457,000	48,000,000	3,463,000
60 災害復旧費	20 公共土木施設災害復旧費	河川単独災害復旧事業（現年災）	6,630,000	6,630,000				6,600,000	30,000
	30 文教施設災害復旧費	文化財補助災害復旧事業（過年災）	95,622,000	95,622,000		国	66,496,000		29,126,000



2 公共下水道事業特別会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10 公共下水道事業費	10 公共下水道事業費	管渠（一般）事業	48,614,000	45,912,000		国 22,907,000	20,600,000		2,405,000
		単独（起債）事業	64,138,000	63,856,000			23,500,000	37,000,000	3,356,000
		下水道施設等更新事業	80,100,000	80,100,000	1,312,000	国 40,000,000	36,000,000		2,788,000

令和元年5月29日提出

白河市長 鈴木和夫

平成30年度白河市水道事業会計予算の繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、平成30年度白河市水道事業会計予算のうちから、次のとおり令和元年度へ繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

平成30年度白河市水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度額	説明
						損益勘定 留保資金	国県支出金			
1 資本的 支出	1 建設改 良費	一般改良事業 一番町地内ほか 配水管布設替工事	円 88,388,000	円 0	円 88,388,000	円 88,388,000	円	円	円	国道の復旧方法について、仮復旧から本復旧へ変更となり、工事量が増え不測の日数を要することとなったため
		一般改良事業 葉ノ木平1工区配 水管布設工事	円 31,752,000	円 0	円 31,752,000	円 31,752,000				県施工の橋梁工事が遅れることから、年度内の完了が困難となったため
		横町1工区配水管 移設工事	円 76,205,000	円 0	円 76,205,000	円 33,805,000	県 42,400,000			同工区を施工する下水道工事及びガス工事との工程調整により、不測の日数を要することとなったため
		一般改良事業 天神町工区配水管 布設替工事	円 77,242,000	円 0	円 77,242,000	円 77,242,000				次年度以降に占用を計画していたが、県で当該路線の舗装工を実施することから、急遽施工をすることとなり、設計・積算に日数を要したため
		一般改良事業 中町工区配水管布 設替工事	円 114,048,000	円 0	円 114,048,000	円 114,048,000				次年度以降に占用を計画していたが、県で当該路線の舗装工を実施することから、急遽施工をすることとなり、設計・積算に日数を要したため

令和元年5月29日提出

白河市長 鈴木和夫

